

第十三回国会
衆議院
人事委員会
會議録
第十号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三三君 理事 藤枝 泉介君

理事 上房太郎君 理事 松澤 兼人君

伊藤 郷一君 今村 忠助君

大野 伴陸君 小澤 佐重君

藤井 平治君 本間 俊一君

渡邊 良夫君 三宅 正一君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義九君

総務府事務官 (大臣官房審議官) 増子 正安君

人事院事務官(事務局長) 岡部 史郎君

自治庁公務員課長 佐久間 曜君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した事件

公務員等の懲戒免除等に関する法律案(内閣提出第一五四号)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより公務員等の懲戒免除等に関する法律案、内閣提出第一五四号を議題として質疑を継続いたします。藤枝泉介君。

○藤枝委員 この前の委員会に私欠席いたしましたために、同僚の委員の方から質問があつたと思つてあります。で、あるいは重複するかも知れません

が、その点をお許し願いたいと思ひます。

まず第一にお伺ひたいのは、この公務員等の懲戒免除等に関する法律案におきまして、予想される議和発効の記念として、こうした免除を受けます大体の数が、国定公務員及び地方公務員におきましてどの程度でありますか、ひとつまずお教え願ひたいと思ふ。

○菅野政府委員 これは正式に調査をいたしましたので、正確な数字はわからないのでございまして、ことに地方公務員の分につきましては、政府といたしましてまだその数を調べておらないのでございまして。国家公務員の一一般職の者につきましては調べたところによりますと、昭和二十五年に懲戒処分を受けた者、昭和二十六年に懲戒処分を受けた者、昭和二十七年に懲戒処分を受けた者、全部で四千三百三十三人という数字になり、昭和二十六年に懲戒処分を受けた者の総数は、五千五百五十一人という数字になるのでございまして。これはほんの一例でございまして、二十五年と二十六年の国家公務員の一一般職の数でございまして。従ひましてこれだけの者が懲戒免除になるという意味ではございまして、最近昭和二十六年に懲戒処分の免除をやりましたのですが、その後懲戒処分を受けた者につきましては、やはりその効果が及ぶわけでございまして。そのほかにこの法律によりまして出納職員、予算執行職員の弁償責任に基く債務の減免というよりなこともございします。それが国家公務員ばかり

でなく、地方公務員にも及びますので、その数は相当な数に上ると思ふのでございまして、遺憾ながらその数はまとまつておられないような実情であります。

○藤枝委員 それでは数の点はおわかりになり次第、なお委員会御発表を願ひたいと思ひます。

次にこれはこの前の委員会御質問があつたようでありまして、この第二條の最後の方の「まだ懲戒の処分を受けていない国家公務員等に対して懲戒を行わないことができる」という條文でありまして、もちろんこの立法の趣旨は十分わかるのでありますが、言葉そのものから考えますと、まだ今後何か懲戒は全然しないのだというふうにもとれる。そのようならばかなた話はないと思ふのでありますが、現実の問題としてこの第二條の後段の規定を適用するのは、一体どういふものを適用されるわけでありまして、具体的に申し上げますと、すでに懲戒の事実があるのかしまた調査中あるいは手続中であつて、現実懲戒処分を受けていないといふものが、まずあると思ひます。もう一つ、まだ懲戒の事実が発覚してはいないけれども、ある時期以前にすでにそういう懲戒に該当するようない行為があつた公務員があると思ふのであります。それから全然まだそういう懲戒の事実になるような行為をしていない公務員があるが、これは別問題だと思ひます。そのある特定の時期以前に、すでに懲戒を受けるような事実が

あつたけれども、まだ発覚していないといふものにも、この後段の規定が及ぶかどうか、特に「政令で定めるところにより」とありますので、その政令の定め方などの大綱をお示しの上で、今の私の質問にお答え願ひたいと思ふのであります。

○菅野政府委員 ただいまの御質問につきまして、この書き方の点は御説の通りに、多少誤解を招きやすいよう書き方になつておりますが、趣旨は国家公務員等につきましては政令で、あるいは地方公務員につきましては、それら各々の條例で定めるところであります。その定め方によつてございまして、政府が今考へておりますところを申し上げますと、一定の日を限りまして、その日以前に行われた行為に重点を置きまして、その行為が現在調査中で、調査が完了すれば、あるいは懲戒の処分になる可能性が非常に多いといふようなものにつきまして、その行為が一定の日以前に行われたものである限りにおきましては、この懲戒を行わないといふつもりでございまして。また第二條の例としてお示しになりました、ある行為が一定の日時の前に行われたものであります。その事実の発覚がこの法律による政令の定める日以後であつたといふような場合につきましても、やはりその問題になる行為が指定された日以前に行われたものであ

る以上は、この懲戒処分を行わないこととができる。この後段の規定によりまして懲戒を行わないつもりでござい

す。しかしながらあくまでその一定の日時以前のことでありまして、それ以後の行為についてこの法律をただちに適用するといふようなことは全然考へておられない次第でございまして。

○藤枝委員 ただいまのお答えで了解したのであります。政令にはある日を限りまして、その以前の行為についてすべて懲戒免除の規定を適用するといふような意味に政令を掲げるおつもりでございましてか。

○菅野政府委員 御質問の通りでございまして、大体政令には一定の公務員等の職名の範囲をきめて、その職名の者で、ある一定の日以前の行為について懲戒の処分を受けた者に対しては、将来に向つてその懲戒を免除し、またはまだ懲戒の処分を受けていない者に対して、懲戒を行わないといふような意味の政令にいたしたい、かように考へておる次第でございまして。

○藤枝委員 その政令に関連してあります。第三條の地方公共団体の職員につきましては、公共団体の條例で定めるといふことをいわれておるのであります。この條例が地方でばらばらになつてしまつても、いかにかと思ふのであります。何か政府の方で地方公共団体に対して、條例の模範例とでも申しますか、一定の指示を與えられるおつもりでありますか、その点をお伺ひたいと思ひます。

○佐久間政府委員 地方に対しましては地方自治庁といたしまして、第二條

の国家公務員の場合の政令との均衡も考えまして、地方の実情を加味いたしました上で、一つモデル條例の案のようなものをつくりまして、それを示して参考にしてほしいというふうにしたいと考えてまして、研究をいたしております。

○藤枝委員 その点で、これは希望であります。モデル條例を示されまして、つくれるものは地方公共団体の独自の考え方であられるといううらなは、そうだろうと思ふのでありますが、こういった問題が地方でばらばらなことは、非常にどうかと思はれるのであります。強制的にわけないかぬだろうと思ひますし、また事実モデル條例が示されましたら、それに従われるだろうと思ひますが、その点は各地方公共団体の間で不均衡のないように、自治庁としてもよほど御努力をお願いしたいと思ふ次第でございます。

それから次に第四條の出納職員等の債務の減免の問題であります。提案理由の御説明の中にもありましたように、従来は大体すべて免除をしておつたのであります。提案理由の第四としてあげられたところには「これは恒久的な制度として考えます」と、その影響するところ大であり、必ずしも妥当とは申されぬ点もあつたので、本案では、弁償責任の一部免除の場合を含め、「減免することができ」といたしました。と言われているのであります。この影響するところ大であり、必ずしも妥当とは申されぬので、この意味は、どのような点をお考えになりましたか、免除ばかりでなく、一部の免除、いわゆる減免の方を入

れられましたか、その理由をお伺いしたいのであります。

○菅野政府委員 この免除を減免にいたしましたのは、最近、ことに終戦後の著しい特徴でございますが、金額の非常に多い賠償の責任に基く債務の事例が、かなりあるのであります。しかも地方公共団体等におきまして、相当の金額に上る賠償の責任を、全部免除いたすというふうなことは、その小さな公共団体の財政等に多少影響もあつた。また実際に賠償の責任に基く債務を拂う能力がある場合がありまして、制度として考えます場合におきましては、必ずしも全部免除というふうに画一的にきめておくのはいかかと思ひますが、これは従来からの例にもあつた。原則としては免除が大部分であつて、減額というものはごく例外的なものになると思ひます。ただ法律として免除だけという制度にいたしておくとはいかかと思ひます。このようにきめたのであります。ことに故意に債務の履行を怠つておるような、つまり実際に債務の履行の能力があるにもかかわらず、故意に滞納しておるといふようなものもございまして、これを全部一定の日に免除してしまふことは、いかかと思ひます。もう一つ考えられますのは、恒久的の法律としては減免といたしたような次第でございます。

うな考え方でありまして、それとも弁償責任を負わされた個々のその事業を具体的に勘案いたしました上、免除したるいは減額したりするといふふうなことを思ひます。その点をお伺いしたいと思います。

○増子政府委員 ただいま御質問の点につきましては、目下いろいろ研究いたしております。研究は、大体はお話のありましたように金額を限りまして、この弁償の債務が幾ら／＼までは全部免除、あるいは幾ら以上幾らまでは何割免除というように一応考えておる次第でございます。

○藤枝委員 この後段にありますが本人の犯罪行為による賠償責任は免除されないことはわかるのであります。いゝゆる賠償責任を負つた原因、本人の過失の程度、そういったものは全然考慮に入れられないおつもりでありますか、その点をお伺いしたいと思います。

○増子政府委員 その点をこまかに区わけいたしますのは、非常に困難ではないかと考えております。

○藤枝委員 そうすると今御答弁のありましたように、ほんとうに金額的に形式的にきめるということでございますか。

○増子政府委員 大体そのように考えております。

○藤枝委員 地方自治庁の方にお伺いしますが、今官房副長官のお話にありましたように、地方公共団体が非常に多額の賠償をさせなければならぬような事態があることは私も知つておるものであります。これは先ほどの懲戒の免除と同様に、やはり国の方針と歩調を合せておやりになるようなおつもり

でありますか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○佐久間政府委員 そうでございます。

○藤枝委員 それから金額の点でございますが、この前は多分昭和二十一年だと思ひますが、その当時の貨幣価値と最近の貨幣価値とは相当に違つておるものであります。そういう点は特に考慮をされるようなことはございせんのですか。

○増子政府委員 御指摘の点も十分検討しなければならぬと思つております。

○藤枝委員 検討されるということはどういうことになるのでしょうか。たとえば物価指数何かで、多少スライドするといふようなことが考えられるのであります。どうか、その点をひとつ……。

○増子政府委員 実はそのスライドの点も研究いたしております。でございますが、まだその点結論が出ておりませんので、ここで申し上げられないのであります。

○藤枝委員 それから最後に第七條の資格の回復の問題であります。ここに示された立法の趣旨はわかりませんが「又はこれらの資格以外の他の法令で定める資格を失つてゐる者」とありますが、資格を回復するといふのは、どういふものを予想されておるのでありますか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○菅野政府委員 第七條の資格の回復は、提案理由の御説明にも申しました通り、懲戒処分によりまして一定の職種につくことができる資格を失つておる人たちに對して、その資格を回復する

という趣旨でございます。前段の方はここに書いてある通りでございますが、「又は」以下は、たとへば国家公務員が懲戒処分によりまして免職になりましたと、ほかの法令でもつて、たとへば司法書士などには公務員として懲戒処分を受けた者はないといふようなことをきめておる法令がございしますが、そういうふうな国家公務員それ自体になる資格を回復するばかりでなく、他の法令でもつて国家公務員を免職になつたために、ある一定の職種につけないといふきめがある場合に、その資格を回復するといふ意味でございます。

○藤枝委員 その御趣旨は十分わかるのであります。実は恩給法の第五十一條には「公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルキハ其ノ引続キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ」といふ言葉を使つておるのであります。そういういたしますと、国家公務員なり地方公務員なり弁護士なり、その他のそうしたものにないといふ資格を回復するのだという趣旨だと思ふのですが、この條文そのものだけを見ますと、恩給法第五十一條の恩給を受ける資格を失つたといふその資格までも入るようにとれるのであります。さきの提案理由の説明でありましたか、その他でありましたか、要するに懲戒免職になつて恩給を受けなかつた者は、その恩給までは復活しないのだ。第六條の既成の効果は変更されることはないのだという意味で、恩給は復活しないといふ御趣旨であると思ふのですが、第七條のこの文句と恩給法の第五十一條の文句とを比べますと、何か恩給を受ける資格まで復活するようにも読めるので

すが、その点ひとつ十分御開明にならないと、他日に問題を残すのではないかと思うのですが、その点について御意見を承りたいと思います。

○實務政府委員 まことにごもつとも御質問でありますが、ここに書いてありますように「又はそれらの資格以外の」という文句でございますが、「それらの資格」というのは、その「又は」という文字の前に出ております「競争試験若しくは選考を受ける資格」であるとか、あるいは「国家公務員となる資格」とか、「地方公務員となる資格」とか、こういうものをさしておるのでございまして「それらの資格以外の他の法令で定める資格」という、このあとの資格に類似した、あるいはそれに準じたものというふうな意味で立案いたしましたのでございます。ただ卒然とこの文句を読まれた人は、あるいは恩給法の五十一條のような資格まで含まれるかのごとき感がいたすのでございしますが、趣旨はまつたくそういう考えがないのでございまして、恩給であるとか、退職年金というふうな、過去の一定の行為の集積によつて、一定の金を受ける資格が生れて来たものを、それらの法律によつて失つておるその事実に対して、これを及ぼすというふうな気持はないのであります。あくまでこれはある一定の職種になる資格という意味で書いたつもりでございますが、御質問のごとく多少これは明確を失しておると思ひますので、この機会に立法者の趣旨を十分申し上げて、将来の誤解のないようにいたす次第でございします。

○田中委員長 ほかに御質問はあります

せんか——本日はこの程度にとどめ、次会は明後十九日土曜日午前十時半より開会することいたします。
本日はこちらにて散会いたします。
午前十一時三十九分散会

昭和二十七年四月二十三日印刷

昭和二十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所